

ール条約の諮問機関としてこの複雑な課題に取り組むことを求める。

11. それらの国内のおよび国際的なネットワークに以下の事項を要求する。

(a) NGOや他の関心のある個人団体と協調しながら、湿地の価値評価に関する協力のための努力を推し進めること。

(b) 湿地の劣化と消失につながる根本的な経済的な圧力を解明する。

(c) 条約の締約国、政策決定者や社会一般に湿地が供給する資源や機能の、これまでに測定されていない豊かさを金銭換算するために、学際的なやり方の価値評価プロジェクトを新たに立ちあげたり継続中のものを支援したりする。

(d) 湿地の価値評価の結果を締約国が国家湿地政策や環境政策に適用するとき、ラムサール事務局が助言をすることに協力する。

(e) 湿地保全の必要性にさらに配慮できるよう、湿地の機能と利益の経済的価値の評価を促進するために適切と考えられる、新たな戦略、研修プログラム、手段の作成を支援する。

12. 全ての締約国および関心を持つグループと機関がこの取り組みを支援するよう勧める。

勧告6. 11 地中海の湿地のための協力

1. 「地中海湿地フォーラム(MedWet)」の協力機関に対し、今回の締約国会議にフォーラムの活動の進捗状況に関する報告を提出するよう求めるとともに、この地域的な活動を歓迎している、地中海地域の湿地の協力についての勧告5. 14を想起し、

2. 地中海の湿地の保全と賢明な利用を目的とした「地中海湿地フォーラム」の第一段階における進展に関心を持って注目し、

3. アルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアの参加により「地中海湿地フォーラム」の活動が拡大されたことにさらに注目し、

4. 「地中海湿地フォーラム」に資金を提供した団体、特に欧州委員会(DG XI)とフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの各政府、WWF、南仏のトゥール・ドゥ・バラ研究所、国際湿地保全連合、ラムサール事務局、地球環境ファシリティー等に感謝の意を表し、

5. 全体会議中の1996年3月25日に、特別報告「未来のためのテーマ」の中の一つとして、イタリア政府と地中海湿地フォーラム調整グループが発表した「地中海湿地フォーラム—地域的な湿地協力のための地中海の青写真」、そして今回の締約国会議中に非公式に行われた地中海の湿地に関する協議の結果を考慮し、

6. 「地中海湿地フォーラム」パートナーとイタリア政府が中心となり、1996年6月にイタリアのベニスで「地中海の湿地に関する国際会議」が計画されているという報告を受け、

締約国会議は、

7. 地中海の湿地の保全と賢明な利用のため、政府とNGO協力機関による調和の取れた総括的な協力体制の形成を歓迎し、このようなやり方は他の地域における湿地活動の有望な手本であると考え、

8. 現在の協力機関が民間セクターも含めた地中海のすべての政府、適切な機関、団体、NGOなどに門戸を

勧告

開き、この協力関係を地中海地域周辺のすべての国々に拡大することを奨励する。

9. 地中海地域の未参加の国々が、「地中海湿地フォーラム」もしくは同様の団体を通じてこの長期的な努力に参加することを奨励する。

10. 地中海の湿地に関心を持っているすべての政府、NGO、または個人が、「地中海湿地戦略」の準備と実施に最大の努力を払うように促す。

11. 多国間そして2国間の援助機関、また民間セクターからも地中海の湿地保全に向けて調整された行動がとれるよう、基本的な財政支援の続行を求める。

12. 1999年の第7回締約国会議で、今後3年間の地中海の湿地のための協力体制のさらなる進捗状況の完全なレポートが提出されるよう要請する。

13. ラムサールの登録湿地選定基準に合致する湿地、とりわけヨーロッパとアフリカ間の渡り鳥のルートを結ぶ主要な湿地を、登録湿地として指定するよう地中海地域の締約国に求める。

勧告6. 12 私的公的資金による活動における保全および賢明な利用

1. 湿地の保全と賢明な利用を推進する立法および政府政策に取り組むことを求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4. 10の付属書)そして「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(勧告5. 6の付属書)を想起し、

2. さらに、多国間と二国間開発援助プログラムに湿地の保全と賢明な利用を含めることに関する勧告5. 5を重ねて想起し、

3. 私的および公的資金による活動が、その自国内のみならず他の国々、または国の管轄を超えた地域の湿地に悪影響を与えかねないことを認識し、

4. さらに特に湿地に悪影響を与える恐れのある土木事業や他の活動を直接的に指揮する場合、湿地の保全と賢明な利用に第一に責任があるのは公的機関であることを認識し、

5. 私的および公的資金による活動の範囲内でも、湿地の破壊を回避し、さらに湿地の保全、復元、賢明な利用に貢献するよう、奨励や契約上の合意などによって事業の企画機関や実施機関を促す多くの機会が存在することを確信し、

6. NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議を通じ、こういった機会を探求したオランダにおける試みに注目し、

7. 各セクターの方針が湿地に与える直接的および間接的影響に関して、フランスが行なった包括的分析の結果を考慮に入れ、

8. さらに「1997-2002年戦略計画」の中のこの問題に焦点をあてた行動目標、特に保全、復元と賢明な利用を公的機関による計画策定そして政策決定に統合すること(行動目標2. 2)、民間セクターの参画を促すこと(行動目標2. 8)、国内の教育啓発プログラムを発展させること(行動目標3. 2)、また開発援助機関および多国籍企業が湿地に関する事業を改善して実施するように図ること(行動目標7. 3)に注目し、

締約国会議は、

9. 湿地に悪影響を与える可能性がある私的と公的資金による活動との関連で、湿地の保全と賢明な利用を促